

平成〇〇年度横浜市権太坂コミュニティハウスの指定管理業務に関する年度協定書

横浜市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、平成〇年〇月〇日に、横浜市権太坂コミュニティハウス（以下「権太坂コミュニティハウス」という。）の管理に関して締結した（施設名）の管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、本施設の管理に係る年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、（施設名）の管理業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とするものである。

（平成〇〇年度の業務内容）

第2条 甲及び乙は、平成〇〇年度の業務内容は、平成〇〇年度事業計画書及び平成〇〇年度収支予算書に定めるとおりであることを確認する。

（平成〇〇年度の指定管理料）

第3条 甲は、平成〇〇年4月1日から平成〇〇年3月31日までの間の指定管理料として、金〇〇,〇〇〇,〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）を乙に支払うものとする。

- 2 甲は、指定管理料を別表のとおり分割して支払うものとする。
- 3 甲は、乙の請求に基づき前金払を行う。
- 4 指定管理料の支払場所は、横浜市指定金融機関とする。

（疑義等の決定）

第4条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。基本協定にも定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市
横浜市保土ヶ谷区長 ○○ ○○

乙 横浜市××区××町1-2-3
△△△ 株式会社
代表取締役 ◇◇ ◇◇

(別表)

4月	00,000,000円
5月	00,000,000円
6月	00,000,000円
7月	00,000,000円
8月	00,000,000円
9月	00,000,000円
10月	00,000,000円
11月	00,000,000円
12月	00,000,000円
1月	00,000,000円
2月	00,000,000円
3月	00,000,000円